

千葉県プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の規定に基づき、運動による体力の向上、地域の交流の促進及び介護予防の普及啓発を行うことにより、要介護状態等となることを予防するとともに、地域における自発的な介護予防に資する活動を促進し、心豊かに、生きがいのある生活を送れるよう支援することを目的として実施する「千葉県プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室」（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護者 法第7条第1項に規定する要介護状態にある65歳以上の者（法第7条第3項）をいう。
- (2) 要支援者 法第7条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者（法第7条第4項）をいう。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者 「生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある高齢者」のことで、具体的には、介護予防の観点から行われる基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が心配される人、要介護認定の非該当者をいう。

(実施主体等)

第3条 本事業の実施主体は千葉県とする。ただし、本事業の運営については、適正な運営が確保できると認められる法人等（以下「事業実施者」という。）に委託することができるものとする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康状態、生活習慣及び体力等の個別状況を把握する（血圧及び脈拍測定等）。
- (2) 高齢者向けにアレンジした体操、ストレッチや筋力トレーニング等
- (3) 講座（健康や運動に関する学習等）
- (4) コミュニケーションづくり（交流会やレクレーション等）
- (5) 体力測定
- (6) その他（選手と一緒に運動する等）

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、千葉県に住所を有する65歳以上の者とする。ただし、要介護者、要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者は除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本事業の対象者とならない。

- (1) 医師から運動することを禁止又は制限されている者
- (2) その他、本事業の運営に支障を及ぼすと認められる者

(実施場所)

第6条 本事業の実施場所は、本事業の実施にあたり、安全、かつ参加人数に応じた必要面積が十分確保できる場所とする。

(実施回数等)

第7条 本事業の実施回数は、1会場につき2回以上とする。

- 2 本事業の1回あたりの実施時間は、最大120分とする。
- 3 本事業の定員は、40人程度とする。

(参加費)

第8条 本事業の参加費は、保険料相当額（100円程度）とする。

(利用の停止)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を継続することができない。

- (1) 他の市町村に転出したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 法による要介護認定又は要支援認定を受けたとき。
- (4) 特別養護老人ホーム又は病院等の施設に入所又は入院したとき。
- (5) 他の利用者に迷惑をかけたとき。
- (6) 主治医等により、心身の状況が事業の利用に耐えられないと判断されたとき。
- (7) その他、利用の継続が困難であると認められたとき。

(事故防止と対応)

第10条 事業実施者は、事故等の防止に十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を考慮して実施するものとする。

- 2 緊急的対応が必要な事故等が発生した場合は、主治医の協力を仰ぎ、受診を勧める等、適切に対処するものとする。

(秘密の保持等)

第11条 事業実施者は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、本事業の実施の際に知り得た利用者に関する情報その他の秘密を第三者に漏らしてはならないものとする。

(記録の作成)

第12条 本事業の実施にあたっては、次の書類を整備し、利用者の把握及び事業状況の記録を行うものとする。

- (1) 申込者名簿
- (2) 実施計画書
- (3) 実績報告書
- (4) 利用者名簿
- (5) その他、運営上必要な書類

(報告)

第13条 事業実施者は、実施状況について、前条各号に掲げる書類により、市に報告するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。